

新総合自動車保険「ユーサイド Web」
重要事項説明書
【2025 年 1 月改定】

新総合自動車保険「ユーサイド Web」に関する重要事項（「契約概要」、「注意喚起情報」など）のご説明です。ご契約前に必ずお読みください。

契約概要・・・保険の内容のご説明 **注意喚起情報**・・・特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は、普通保険約款、特約および利用規約によって定まります。この書面は、重要な事項を抜粋して記載したものであり、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。
詳細は、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）のインターネット約款をご覧ください。また、お客さまが実際にご契約される内容については、ユーサイド Web 専用ご契約サイト上でご確認ください。
ご不明な点がありましたら、ユーサイド Web サポートデスクまでお問合せください。

- ご契約者は、この書面の内容を、記名被保険者および車両所有者（車両保険をセットしている場合）に必ずご説明ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

（１）「ユーサイド Web」の構成 **契約概要**

基本補償および主な特約は以下のとおりです。

【基本補償】

自動セット	相手の方への補償	対人賠償責任保険
		対物賠償責任保険
	おケガの補償	人身傷害補償保険
		無保険車傷害保険
任意付帯	ご契約のお車の補償	車両保険（一般/エコノミー）

【主な特約】

①手続きサイトで新規申込時にセットできる特約

- ・日常生活賠償責任補償特約^(＊1)
- ・弁護士費用特約
- ・ロードサービス特約^(＊2)
- ・レンタカー15 日特約
- ・ドラレコ特約

（＊1）記名被保険者が個人の場合にセット可

（＊2）記名被保険者が個人の場合は自動セット

②新規申込時以外にセットできる主な特約

相手の方への補償	交通弱者補償特約
おケガの補償	入院時諸費用特約
	交通乗用具事故特約
ご契約のお車の補償	車両新価保険特約
	車両超過修理費用特約
	地震・噴火・津波車両全損一時金特約

その他の補償	レンタカー事故時 30 日特約
	ファミリーバイク特約（人身傷害あり）
	ファミリーバイク特約（人身傷害なし）

※各特約には、セットするための条件があります。

③自動的にセットされる主な特約

- ・傷害一時金対象外特約（契約内容変更や継続手続き時に取外し可能）
- ・他車使用特約
- ・臨時代替自動車補償特約
- ・被害者救済費用等補償特約
- ・心神喪失等による事故の被害者救済費用等補償特約

（２）補償に関する説明

①基本補償 **契約概要** **注意喚起情報**

a.保険金をお支払する主な場合

対人賠償責任保険	自動車事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合（自賠責保険などで支払われる金額を超えた分をお支払します。）
対物賠償責任保険	自動車事故により他人の財物を壊した場合やご契約のお車が線路内に立ち入り電車を運行不能にした場合などにより、法律上の損害賠償責任を負った場合
人身傷害補償保険	ご契約のお車に搭乗中の方が事故により死傷した場合や後遺障害を負った場合
無保険車傷害保険	ご契約のお車に搭乗中の方が事故により死亡した場合または後遺障害を負った場合で、相手の方から十分な補償を受けられないとき。
車両保険	衝突、接触などの事故によりご契約のお車に損害が生じた場合

b.保険金をお支払しない主な場合

対人賠償責任保険	●被害者が運転者の配偶者、父母または子である場合。ただし、父母または子については、運転者またはその配偶者と同居している場合に限ります。 ●地震・噴火・津波により損害が生じた場合 など
対物賠償責任保険	
人身傷害補償保険	●無免許・酒気帯び運転によりその運転者本人に損害が生じた場合 ●地震・噴火・津波により損害が生じた場合 など
無保険車傷害保険	
車両保険	●パンク・故障 ●無免許・酒気帯び運転により損害が生じた場合 ●欠陥・摩滅・サビ ●地震・噴火・津波により損害が生じた場合 など

※ 1 上記以外にも、事故によって発生する費用に対して、保険金をお支払することがあります。

※ 2 対人賠償責任保険および対物賠償責任保険については、示談交渉サービスが付いていますので、相手の方との交渉は弊社が行います。ただし、被保険者に法律上の損害賠償責任がない場合、弊社は、示談交渉サービスを行うことができません。

②自己負担額（免責金額） **注意喚起情報**

車両保険には、自己負担額を設定できます。自己負担額を設定した場合は、損害額からその自己負担額を差し引いて（全損のときを除きます。）、保険金をお支払します。

③主な特約の概要 **契約概要**

補償・特約	特約の概要
弁護士費用特約	自動車事故により身体の傷害または財物の損壊の被害を受けたことについて、相手の方に損害賠償請求するために、示談交渉を弁護士などに委任した場合や法律相談をした場合にかかる費用に対して保険金をお支払します。被保険者に法律上の損害賠償責任がある場合でも対象となります。 ※記名被保険者が法人の場合は、この特約をセットしたご契約のお車に損害が生じたとき、またはご契約のお車に搭乗中の方に被害が生じたときに限ります。

④保険金額および支払限度額の設定 **契約概要**

補償の種類ごとに決めていただくものと、下記のようにあらかじめ決まっているものがあります。

【各補償・特約の保険金額および支払限度額】

補償・特約	保険金額・支払限度額
日常生活賠償責任補償特約	1 事故につき 5 億円を限度 被保険者が使用または管理する他人の財物を損壊もしくは紛失し、または盗取された場合は、1 事故につき 10 万円を限度（自己負担額は 5,000 円）
弁護士費用特約	弁護士費用：1 事故・被保険者 1 名につき 300 万円を限度 法律相談費用：1 事故・被保険者 1 名につき 10 万円を限度
ロードサービス特約	走行不能を解消するための応急処置に要した費用と運搬・引取費用：合計して 15 万円を限度 ^(*) 宿泊費用：1 事故・被保険者 1 名につき 3 万円を限度 帰宅・移動費用：1 事故・被保険者 1 名につき 5 万円を限度 (*)事前にドライビングサポート 24 にご連絡いただいた場合、応急処置サービス・車両運搬サービスにかかる費用に対しては限度額を適用しません。
レンタカー 15 日特約	1 日につき 5,000 円を限度、補償日数は 15 日を限度
対人賠償責任保険の「対人臨時費用」	1 事故・被害者 1 名につき 15 万円
対物賠償責任保険の「対物超過修理費用」	1 事故・相手自動車 1 台または自動車以外の財物の所有者 1 名につき 100 万円を限度
車両保険の「全損時諸費用保険金」	車両保険の保険金額の 10%（20 万円を限度）
交通弱者補償特約	1 事故・傷害被保険者 1 名につき 2 億円を限度
入院時諸費用特約	入院 3 日目に 10 万円分、その後入院 1 日あたり 1 万円分ずつ加算（1 事故・被保険者 1 名につき 180 万円分を限度）
車両超過修理費用特約	1 事故につき 50 万円を限度
地震・噴火・津波車両全損一時金特約	1 事故につき 50 万円（車両保険の保険金額が 50 万円に満たない場合は、車両保険金額）
ファミリーバイク特約（人身傷害あり） ファミリーバイク特約（人身傷害なし）	各補償項目の保険金額は、ご契約のお車の各補償項目の保険金額と同額（対物賠償責任保険の自己負担額は、基本補償の対物賠償責任保険と同額。ただし、5 万円を限度。）

⑤運転者の限定 **契約概要** **注意喚起情報**

- 「運転者本人・配偶者限定特約」をセットして運転者を記名被保険者またはその配偶者に限定した場合は、保険料がお安くなります。
- 運転者の年齢条件を限定（「21 歳以上限定」、「26 歳以上限定」または「35 歳以上限定」）した場合は、保険料がお安くなります。

【記名被保険者が個人の場合】

年齢条件は以下の方のみに適用され、記名被保険者またはその配偶者のいずれとも別居している子や知人・友人などには適用されません。

- ①：記名被保険者
- ②：①の配偶者
- ③：①②の同居の親族
- ④：①②③に該当する方が営む業務（家事を除きます。）に従事中の使用人

【記名被保険者が法人の場合】

運転者の年齢条件を限定した場合は、運転者を問わず年齢条件を満たすときのみ、保険金をお支払します（「運転者本人・配偶者限定特約」はセットできません。）。

⑥保険期間および補償開始・終了時刻 **契約概要** **注意喚起情報**

- 保険期間：1年間
- 補償開始時刻・終了時刻：下表のとおり

	ユーサイド Web を新たに契約する場合	ユーサイド Web を継続する場合
補償開始時刻	始期日の午前 0 時 ^(*)	始期日の午後 4 時
補償終了時刻	満期日の午後 4 時	満期日の午後 4 時

(*)保険始期当日にお申込みする場合は、手続き完了時刻を分単位で切上げて自動設定します。

⑦ドライビングサポート 24

お車のトラブルが発生した場合のご相談およびサービスを 24 時間・365 日体制で行っています。ドライビングサポート 24 のご利用にあたっては、ロードサービス特約をセットすることが必要です。

【サービスの内容】

応急処置サービス、車両運搬サービス、宿泊・帰宅・移動サポートサービス、給油サービス^{(*)1}、ジャンピングサービス、レンタカーサポートサービス^{(*)2}、その他ご案内サービス

(*)1ご利用回数は、保険期間中 1 回（保険期間が 1 年を超えるご契約の場合は、各保険年度中 1 回）となります。

(*)2レンタカー 15 日特約またはレンタカー事故時 30 日特約をセットすることが必要です。

【本サービスにかかる費用】

- 本サービスにかかる費用についてお客さまの自己負担はありませんが、サービスに付随して発生する部品代などは自己負担となります。
- 専用フリーダイヤルまたはスマートフォンアプリによるご依頼ではなく、ご自身で業者を手配された場合は、本サービスの対象とはなりません。

※本サービスの内容、ご利用回数などは、変更する場合があります。

⑧ドライビングサポート 24 プラス

通信機能付ドライブレコーダー^(*)を活用した、安心・安全をお届けするサービスです。ドライビングサポート 24 プラスのご利用にあたっては、ドラレコ特約およびロードサービス特約をセットすることが必要です。

(*)ドラレコ特約をセットいただいたお客さまに貸し出します。

【サービスの内容】

通信機能付ドライブレコーダーを介し、運転状況に応じた注意喚起（片寄り走行、前方車両接近など）やオペレーターによる事故発生時のサポート（衝撃検知時に自動または手動で通信）、事故映像の弊社への自動送信などを行います。

※本サービスの内容などは、変更する場合があります。

（３）保険料のご説明

①保険料の決定方法 **契約概要**

保険料は、下記の制度などに基づき決定します。

制度	内容
型式別料率クラス制度	自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および自家用軽四輪乗用車について、お車の型式ごとに事故の実績をランク付けし、保険料に反映させる制度です。

	●料率クラスは、補償の種類（車両・対人・対物・傷害）ごとに自家用普通乗用車または自家用小型乗用車の場合は1～17の17段階、自家用軽四輪乗用車の場合は1～7の7段階で決定します。 ●料率クラスの数値が高いほど、保険料も高くなります。 ●料率クラスは、毎年1回見直します。								
ノンフリート等級別料率制度	ノンフリート契約について、1等級から20等級までの等級区分および各等級区分の等級係数（割引・割増）を適用する制度です。 継続契約の場合、前契約の等級、事故件数および事故の種類、事故有係数適用期間により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定し、これらに応じた等級係数（割引・割増）を適用します。								
記名被保険者年齢別料率区分制度	記名被保険者が個人の場合で、運転者の年齢条件を「26歳以上限定」または「35歳以上限定」でご契約いただくときは、記名被保険者の始期日時点の年齢によって、下記の区分ごとに保険料が異なります。 <table> <tr> <td>●30歳未満</td><td>●50歳以上 60歳未満</td></tr> <tr> <td>●30歳以上 40歳未満</td><td>●60歳以上 70歳未満</td></tr> <tr> <td>●40歳以上 50歳未満</td><td>●70歳以上</td></tr> </table>	●30歳未満	●50歳以上 60歳未満	●30歳以上 40歳未満	●60歳以上 70歳未満	●40歳以上 50歳未満	●70歳以上		
●30歳未満	●50歳以上 60歳未満								
●30歳以上 40歳未満	●60歳以上 70歳未満								
●40歳以上 50歳未満	●70歳以上								
各種割引・割増制度	ご契約条件によって、下記の割引・割増を適用します。 <table> <tr> <td>●新車割引</td><td>●複数所有新規割引</td></tr> <tr> <td>●A S V割引</td><td>●連続1等級契約割増</td></tr> <tr> <td>●ゴールド免許割引</td><td>●ユースサイド Web 割引</td></tr> <tr> <td>●長期優良契約割引</td><td></td></tr> </table>	●新車割引	●複数所有新規割引	●A S V割引	●連続1等級契約割増	●ゴールド免許割引	●ユースサイド Web 割引	●長期優良契約割引	
●新車割引	●複数所有新規割引								
●A S V割引	●連続1等級契約割増								
●ゴールド免許割引	●ユースサイド Web 割引								
●長期優良契約割引									

②保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

払込方法	分割払	一時払
口座振替（Web口振）、クレジットカード払	○	○

※ご契約者が法人の場合は、クレジットカード払のみとなります。

③保険料払込猶予期間の取扱い **注意喚起情報**

保険料払込期日の定められたご契約については、保険料を払込期日までににお払込みください。払込期日の翌々月末日までに保険料の払込みがない場合は、事故が発生しても保険金をお支払できません。また、ご契約を解除することがありますので、ご注意ください。

※2回目以降の分割保険料について、払込期日の翌月末日までに保険料の払込みがないことが2回あった場合は、最終回までの残りの保険料全額を一括で請求します。

(4) 補償の重複 **注意喚起情報**

下記の特約は、補償内容が同様の保険契約（自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合に、補償が重複することがあります（ご本人だけでなく、ご家族の契約との重複もありえます。）。

この場合、いずれか一方の保険契約からしか保険金が支払われず、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
日常生活賠償責任補償特約	火災保険の個人賠償責任総合補償特約 傷害保険の個人賠償責任危険補償特約
交通乗用具事故特約	2台目以降の自動車保険の交通乗用具事故特約
弁護士費用特約	2台目以降の自動車保険の弁護士費用特約
ファミリーバイク特約（人身傷害あり） または ファミリーバイク特約（人身傷害なし）	2台目以降の自動車保険の ファミリーバイク特約（人身傷害あり） または ファミリーバイク特約（人身傷害なし）

2 契約締結時における注意事項

(1) 保険契約申込書などの正確なご記入 **注意喚起情報**

ご契約締結時に弊社が告知を求めた事項（告知事項）を正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。ユーサイド Web 専用ご契約サイト上で申告された告知事項の内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

【告知事項】 ※ユーサイド Web 専用ご契約サイト上で★または☆が付いた下記の項目です。

- ①前契約（旧契約・複数所有新規の他の自動車の契約）の保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・保険会社名または共済名・証券番号・事故件数（未払の事故を含みます。）・過去 1 年以内の保険会社または共済からの契約解除の有無
- ②ご契約のお車に対する他の自動車保険契約または共済契約の有無・他社を含めたご契約台数
- ③ご契約のお車の登録番号・車台番号・用途車種・車両所有者・車両使用者・総付保台数
- ④記名被保険者の住所・氏名・個人法人別（記名被保険者が個人の場合は、生年月日・免許証の色）

(2) クーリングオフ（申込撤回または契約解除） **注意喚起情報**

この商品は保険期間が 1 年のため、ご契約のお申込後にクーリングオフを行うことはできません。

3 契約締結後における注意事項

(1) 変更が生じた場合にご連絡いただく必要がある事項 **注意喚起情報**

ご契約締結後、下記①②③の変更が生じた場合は、遅滞なくユーサイド Web サポートデスクまでご連絡ください。

①下記の通知事項（ユーサイド Web 専用ご契約サイトで☆が付いた項目）の変更について、遅滞なくご通知いただけなかった場合、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約のお車の登録番号（車両番号および標識番号を含みます。）、車台番号または用途車種の変更
- 前契約（旧契約・複数所有新規の他の自動車の契約）の保険期間・ノンフリート等級・事故有係数適用期間・保険会社名または共済名・証券番号・事故件数（未払の事故を含みます。）・過去 1 年以内の保険会社または共済からの契約解除有無の変更

②下記の変更について、遅滞なくご通知いただけなかった場合、保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

- ご契約のお車の譲渡
- ご契約のお車の入替

③下記については、ご契約内容の変更などが必要となりますので、遅滞なくご通知ください。

- ご契約者の住所の変更
- ご契約のお車の改造、付属品の装着または取り外しによるご契約のお車の価額の著しい増加または減少

(2) 更新サポート制度 **契約概要**

所定のご契約条件を満たす場合は、「保険契約の更新に関する特約」が自動的にセットされ、ご契約の更新をサポートします。満期日の 2 か月前をめどに、満期のご案内およびメールをお送りします。万一、お客さまとご連絡が取れないなどの理由で更新手続がなされない場合には、更新前のご契約と同様の内容で補償を継続します。

(3) ご契約を解約する場合 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約を解約する場合は、ユーサイド Web サポートデスクまで速やかにお申出ください。解約時に保険料を返還または請求することがあります。なお、解約時に請求した保険料の払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。また、解約返れい金は、原則として解約日から満期日までの期間分の保険料よりも少なくなります。

(4) ご契約の中断制度 **注意喚起情報**

ご契約のお車を手放した場合など所定の条件を満たすときは、「中断証明書」の発行をお申出いただくことにより、ご契約を一時的に中断できる制度があります。再びご契約いただく場合に「中断証明書」をお使いいただくと、ノンフリート等級および事故有係数適用期間を新契約に継承できます。

4 その他のご注意事項

(1) お客さま情報の取扱い **注意喚起情報**

弊社は、保険契約に関して取得する個人情報を、保険契約の履行のために利用するほか、弊社、東京海上グループ各社および提携先企業の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供ならびに保険契約の締結、ご契約内容の変更などの判断の参考とするために利用し、業務委託先、国内外の再保険会社などに提供を行います。

なお、保健医療などの特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的の範囲に限定して利用・提供します。

詳細については、弊社ホームページ（<https://www.nisshinfire.co.jp/>）をご覧ください。ユーサイド Web サポートデスクまでお問合せください。

(2) 重大事由による解除 **注意喚起情報**

下記に該当する事由がある場合には、ご契約を解除するとともに保険金の全部または一部をお支払できないことがあります。

- ①ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金を支払わせる目的で事故を起こした場合
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

(3) 保険会社破綻時などの取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が破綻した場合などには、保険金、解約返れい金などのお支払が一定期間凍結されることがあるほか、それらの金額が削減されることがあります。

なお、弊社の自動車保険は「損害保険契約者保護機構」の補償の対象となり、破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は 100%、それ以外の保険金や解約返れい金は 80%まで補償されます。

(4) 契約締結に関するその他のご注意事項 **注意喚起情報**

ユーサイド Web 専用ご契約サイトで契約手続を行う場合、弊社代理店は損害保険契約の締結の媒介を行っており、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容が変わった場合のご通知の受領などの権限はありません。

この場合、保険契約の締結、ご契約の管理業務などの業務は弊社が行います。

(5) 保険金の請求

事故の種類や内容に応じて、インターネット約款に定める書類のほか、自動車検査証、印鑑登録証明書、住民票、運転免許証コピーなどをご提出いただく場合があります。事故のご連絡をいただいた後に、弊社より改めてご提出が必要な書類などをご案内します。

(6) 継続契約

保険金請求状況などによっては、ご契約をご継続いただけないことや、補償内容を変更させていただくことがあります。

(7) 満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(8) 主なお問合せ窓口

弊社の相談・苦情・連絡窓口 【お客さま相談窓口】	フリーダイヤル 0120-17-2424 [受付時間]平日 9:00~17:00
ご契約全般のお問合せ 【ユーサイド Web サポートデスク】	フリーダイヤル 0120-570-363 [受付時間]平日 9:00~18:00 土日祝 9:00~17:00
事故時の窓口 【ユーサイド Web 事故受付センター】	フリーダイヤル 0120-680-252 [受付時間]24 時間・365 日

(9) 弊社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関） 注意喚起情報

【概要】

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口である「そんぽ ADR センター」で、損害保険に関する一般的なご相談（自動車保険および自賠責保険のご説明や保険金請求手続のご案内等）に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

詳しくは、同協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。

【ご連絡先】

ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）0570-022808

※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

[受付時間] 9:15~17:00（土日祝および 12/30~1/4 を除く）

5 用語および略称の説明

用語	説明
型式	自動車の型を分類するために付けられる車名・仕様（グレード）ごとに決められた識別番号のことをいい、自動車検査証（車検証）などに記載されています。
記名被保険者	ご契約のお車を主に運転する方または所有する方のうち、ユーサイド Web 専用ご契約サイト上に記載の方をいいます。法人の場合は、その法人となります。
ご家族	次の方をいいます。 ① 記名被保険者 ^(*) の配偶者 ② 記名被保険者 ^(*) またはその配偶者の同居の親族 ③ 記名被保険者 ^(*) またはその配偶者の別居の未婚の子 (*) 記名被保険者が法人で、個人被保険者を設定している場合は、個人被保険者とします。ただし、交通乗用具事故特約および他車使用特約に限ります。
ご契約者	ご契約の当事者として、保険契約を締結し保険料をお支払いただく方で、保険契約上のさまざまな権利・義務を持つ方をいいます。
ご契約のお車	ご契約いただく保険の補償の対象となるお車で、ユーサイド Web 専用ご契約サイト上に記載の自動車（被保険自動車）をいいます。
傷害被保険者	交通弱者補償特約において、対人賠償事故により死亡または入院させてしまった歩行者や自転車に搭乗中の方など、自動車に搭乗中でない方をいいます。
親族	6 親等内の血族、配偶者および 3 親等内の姻族をいいます。
全損	ご契約のお車の損傷を修理することができない場合または修理費が車両保険の保険金額以上となる場合をいい、ご契約のお車が盗難され、発見できなかった場合を含みます。
同居	同一家屋に居住していることをいい、同一生計や扶養関係の有無は問いません。
特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する場合、その内容を定めたものをいいます。
ノンフリート契約	所有・使用するお車のご契約台数が 9 台以下のご契約をいいます。
配偶者	法律上の配偶者、内縁関係（事実上、婚姻状態にある関係）にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます（なお、その実態が書面などにより確認できる場合に限りま）。す。
被保険者	ご契約いただく保険の補償の対象となる方をいいます。

用語	説明
普通保険約款	基本となるご契約内容を定めたものをいいます。
保険金	事故が発生した場合に、弊社がお支払する金銭をいいます。
保険金額	保険金をお支払する事故が発生した場合に、弊社がお支払する保険金の限度額（補償限度額）をいいます。
保険料	ご契約いただく保険の内容に応じて、ご契約者にお支払いいただく掛け金をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
用途車種	用途とは、自家用・営業用（事業用）の自動車の使用形態の区分をいい、車種とは、普通乗用車、小型乗用車、普通貨物車、小型ダンプカー、バスなどの自動車の種類の区分をいいます。なお、用途車種の区分は、原則として登録番号標または車両番号標の分類番号、塗色などに基づいて弊社が定める区分によります。

略称・ペットネーム	正式名称・説明
エコノミー	車両危険限定補償特約をセットした車両保険
交通弱者補償特約	対人事故における歩行者等の傷害補償特約
交通乗用具事故特約	人身傷害に関する自動車・交通乗用具事故危険補償特約（無保険車傷害危険補償付）
地震・噴火・津波車両全損一時金特約	地震・噴火・津波危険車両全損時一時金補償特約
車両超過修理費用特約	車両超過修理費用補償特約
傷害一時金対象外特約	人身傷害補償保険における傷害一時金補償対象外特約
他車使用特約	他車使用・管理危険補償特約
ドラレコ特約	ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約
入院時諸費用特約	人身傷害諸費用補償特約
弁護士費用特約	被害事故弁護士費用等補償特約
レンタカー15日特約	レンタカー費用補償特約（15日限度）
レンタカー事故時30日特約	レンタカー費用補償特約（事故時30日限度）
ロードサービス特約	ロードサービス費用補償特約